

令和4年度沼津市職員集合研修業務委託 契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

1 目的・趣旨

本業務は、少子高齢化、高度情報化、分権改革などの社会状況変動が生む、多様化・複雑化した市民ニーズに対応できる職員を育成することを目的として実施するものとする。

本業務の実施に当たっては、教育研修を支援する組織として十分な経験と知識、専門性を有するとともに、研修をさらに改善させていくための調査結果の取りまとめに関するノウハウを必要とする。

こうした点を踏まえ、充実した職員研修を実施するために、より効果の表れる研修内容及び講師等に関する提案を受け、検討を行う必要性が求められるため、プロポーザル方式（※）により契約候補者を選定する。

この要領は、「令和4年度沼津市職員集合研修業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものである。

2 契約の概要

(1) 委託する業務

委託する業務は、令和4年度に実施する次の①～③の区分の職員集合研修とする。
(詳細は、別紙3参照)

なお、委託業務の詳細については、別紙1・2に掲げる業務の実施区分が受託者となっている業務とする。

- ① 「新任・昇任」 新任課長級研修他 全10研修
- ② 「キャリア・育成」 OJTリーダー養成研修（前期）他 全6研修
- ③ 「法制執務」 法制執務研修（基礎編）他 全5研修

(2) 契約期間及び予算上限

契約期間及び予算上限（消費税を含む）は、前号の区分に従い、次のとおりとする。

- ① 令和4年4月1日～令和5年1月31日 2,586,000円
- ② 令和4年4月1日～令和5年1月31日 1,472,000円
- ③ 令和4年4月1日～令和5年1月31日 1,830,000円

(3) 契約区分

2(1)①～③の区分に従い、それぞれ委託契約候補者の選考及び契約を行う。

(4) 研修の対象となる職員

沼津市職員及び、沼津市が主催する近隣市町との合同研修に参加する近隣市町職員とする。

(5) 上記以外の事項については、委託者と受託者との協議の上、決定するものとする。

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市企画部人事課（〒410-8601 静岡県沼津市御幸町 16 番 1 号）

担当 光林

電話 055-934-4707 FAX 055-934-5011

E-mail jinji@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、契約候補者の決定後契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者
- (6) 過去 3 年間において国及び地方公共団体の同種業務受託実績を有しない者

5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和 4 年 2 月 10 日（木）ホームページに掲載
2	質問受付	令和 4 年 2 月 16 日（水）正午までに電子メールにて
3	質問回答	令和 4 年 2 月 18 日（金）17 時までにホームページに掲載
4	プロポーザル参加申込	令和 4 年 2 月 22 日（火）17 時までに
5	プロポーザル参加承認通知	令和 4 年 2 月 25 日（金）17 時までに電子メールにて
6	企画提案書等の提出	令和 4 年 3 月 8 日（火）17 時までに
7	選考会	令和 4 年 3 月 23 日（水）13 時 30 分～17 時 予定
8	選定結果の通知	令和 4 年 3 月 25 日（金）予定
9	契約締結	令和 4 年 4 月 1 日（金）予定

※本プロポーザルに係る説明会は実施しない。

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール（様式任意）により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

7 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、(3)(4)(5)は不要である。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は選考会の開催日までに参加辞退届（様式3）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

(1) 参加申込書 1部（様式1）

(2) 会社概要 1部（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可）

(3) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式2）

(4) 財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）

(5) 納税証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。）

① 沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）

② 沼津市固定資産税納税証明書（令和3年度のもの）

③ 国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）

・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出

・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

(6) 過去3年間の国及び地方公共団体の同種業務受託実績一覧 1部（任意様式）

8 プロポーザルへの参加承認及び選考会当日案内の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には選考会（プレゼン・質疑応答）の当日案内も併せて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）する。

① 企画提案書提出届（様式4） 1部

② 企画提案書 8部

※「2 契約の概要 (1)委託する業務」における①～③の区分（以下「区分」という。）ごとに 別表評価項目（着眼点）を踏まえ以下のア～オの書類を作成すること

ア 企画概要（研修全体の考え方、コンセプト等）

・A4版（縦・横の指定なし、両面可、ページ数の指定なし）

イ 研修ごとの概要（「研修科目名」「研修のねらい」「研修プログラム」「担当講師」「講師略歴」等）

・A4版（縦・横の指定なし、両面可、研修ごとに1枚以内にまとめるここと）

ウ 効果測定のための研修アンケート様式

・A4版（縦・横の指定なし、両面可、ページ数の指定なし）

エ 研修実績（官公庁における過去3年以内の研修実績を記載。）

・A4版（縦・横の指定なし、両面可、ページ数の指定なし）

オ 各研修を担当できる講師数（研修実績数含む）

・A4版（縦・横の指定なし、両面可、ページ数の指定なし）

③ 区分ごとの見積金額（研修ごとの見積金額も記載、押印不要） 1部

(2) 企画提案書等の規格（不備がある場合は、一切受け付けない。）

企画提案書等の提出書類は、以下の点に注意し、作成すること。

① 「9(1)提出書類」のうち、「9(1)②企画提案書」については、全て自社名を入れず（入っている場合は受け付けない）、参加承認通知に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを書類の1ページ目の右上に挿入すること。

② 「9(1)提出書類」は、日本工業規格A4で作成する。このうち、「9(1)②企画提案書」については、区分ごとにア～オの順に綴じたものを1部とし、これを区分ごとに8部提出する。

(3) その他、注意事項

① 本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲でできうる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、沼津市職員研修業務の概要（別紙1）に示す本市の要求事項を踏まえ、参加事業者の独自性を生かした提案に努めること。

② 選考会後の提案内容の修正は一切認めない。

③ 別紙3に記載している研修の実施日時は、公示日時点における本市の希望日程である。新型コロナウィルス感染症の感染拡大状況等により、その一部を変更する場合がある。

10 提案する内容

沼津市職員研修業務の概要（別紙1）、令和4年度沼津市職員集合研修業務委託実施区分（別紙2）及び令和4年度沼津市職員集合研修業務一覧（別紙3）に基づき、実施する研修内容等について提案を行うこと。

11 選考

(1) 選考方法

企画提案書等提出書類及びプレゼンの内容を基に、「沼津市職員集合研修業務委託契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。ただし、審査委員の合計点を平均した点数が60点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

(2) 評価項目

別表 評価項目のとおり

(3) 選考会（プレゼン・質疑応答）

企画提案書の内容を本市が十分に把握するため、参加者プレゼン及び質疑応答を実施するものとする。

- ① 日 時 令和4年3月23日(水)、13時30分から（予定）
集合：13時15分（予定）
- ② 場 所 沼津市民文化センター2階 第1練習室（沼津市御幸町15-1）
- ③ 対応者 選定委員会委員及び事務局
- ④ 参加者 プrezen会場への入室は1者2人までとする。
- ⑤ 順 番 プrezenの順番は選考会当日にくじ引きにて決定する。
- ⑥ 内 容 企画提案の説明
※各区分におけるプレゼン時間は、10分以内とし、各区分における企画提案は各者1案とする。（質疑・応答の時間はプレゼン時間には含めない。）
- ⑦ その他の 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、zoomを利用したりモートでの実施等に変更する場合は別途連絡する。

12 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。

なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

13 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等を提出しなかったとき
- (2) 選考会指定時間に来場しなかったとき
- (3) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

14 契 約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整の上、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設工事関連業務以外の委託) 「沼津市業務委託契約約款 (P D F)」

15 沼津市議会が本業務に係る予算を承認しなかったとき等

本プロポーザルにかかる契約は、令和4年度予算成立をもって締結が可能になる。沼津市議会が本業務に係る予算を承認しなかった場合は、契約を取りやめる。また、予定より予算の議決が遅れた場合、契約締結日が予定日より遅れる場合がある。

なお、契約の取りやめ、遅延によって発生した損害について、市は責任を負わない。

16 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

17 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。
- (3) 契約締結後、自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症等のまん延その他不測の事態の発生等により予定していた研修の実施が困難であると本市が認める場合は、当該研修の実施を延期し、若しくは研修の態様を変更し、又は中止することがある。この場合において、未履行の業務等に係る費用については、本市は負担しないものとする。

別表 評価項目

	評価項目	着眼点	評価	採点
1	各研修プログラムの具体性	目指す知識及び能力が習得できるか（※）	20	／40
		研修内容及び実施方法に工夫があるか	20	
2	各研修講師の研修実績及び略歴	各研修に適した講師か	20	／30
		同内容での研修実績	10	
3	研修機関としての実績及び緊急時の対応	官公庁での研修実績	10	／15
		緊急時の対応	5	
4	研修の効果	研修効果の持続性	10	／15
		研修アンケートの書式・集計方法	5	
	合 計			／100

ただし、審査委員の合計点数を平均し、60 点を超えるものがいなかつた場合は、契約候補者を選定しない。

（※）令和4年度沼津市職員集合研修業務一覧（別紙3）テーマ（習得を目指すスキル等）及び沼津市人材育成基本方針に基づく。